

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年10月25日（平成29年（行個）諮問第166号）

答申日：平成31年3月4日（平成30年度（行個）答申第192号）

事件名：本人が請求した業務災害の葬祭料に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が特定労働基準監督署に請求した、被災者特定個人に関する平成27年特定月日A発生の業務災害の葬祭料に係る決議書，調査復命書及び添付資料」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し，「私が特定労働基準監督署に請求した，被災者特定個人に関する平成27年特定月日A発生の業務災害の葬祭料に係る決議書，調査復命書及び添付資料」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定については，本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，広島労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成29年5月15日付け広労発基0515第5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 不開示部分（マスキング部分）又出勤簿については次のとおりであり，これらについて法14条2号，3号，7号の適用は不適法でありこれを取り消して全部開示すべきである。

##### イ 理由

（ア）タイムカード，出勤簿，警備情報，メール時刻等対比表のタイトルにおける警備情報欄のマスキング部

（イ）メール（スマートフォン）記録，特定会社記録及び，出勤簿が記載された表のマスキングされた特定会社記録及び出勤簿欄について

マスキングを開示して頂きたい。、（ア）警備情報欄、及び（イ）特定会社記録について、セキュリティセット時刻は亡き息子が店長として店の当日の売上金の集計、店内の清掃、整理整頓状態、ガス栓、電熱器等の安全確認等をした後セキュリティ装置をセットして最後に店から退出する事が職務であり店長たる息子がタイムカードに打刻した時刻からセキュリティ装置をセットした時刻の間にはそれ相当の労働時間はあるはずでありこの時刻をマスキングされる事は実労働時間をカットされる事になるからでありこの事によりオーバータイムがカットされ労働保険審査請求に著しい不利益を被るからである。

（ウ）出勤簿について

受領した出勤簿は平成26年特定月分から平成27年特定月分迄であり平成27年特定月分より平成27年特定月日A迄の出勤簿の開示提出をお願いします。

（2）意見書

ア 申請事項

文書番号3 警備情報欄 解除時刻／セット時刻のマスキング部の開示申請

文書番号4 特定会社記録 最終日付／最終時刻のマスキング部の開示申請

文書番号20 出勤簿、平成27年特定月～平成27年特定月日A迄の出勤簿、の提出願（平成26年特定月～平成27年特定月分の出勤簿は受領済み）

イ 労働災害認定を受けるにあたって労働者当人の労働時間は要事項であり超過勤務時間所謂オーバータイムは100時間／月 前後は労災認定に必要と思われる。

息子が亡くなった当月のオーバータイムは62時間であったが息子の勤務先であった特定会社では店長会議等で従業員（店長）は8時間労働が原則であるのでこの原則に則って就労するという事で従って各々のタイムカードに打刻する際には注意して打刻するようにという事で、例えば店を10時に開店する場合店内での準備作業があるため9時前後には防犯装置（セキュリティシステム）を解除して入店し開店準備作業を行うのであるが店長は例え9時10時に準備作業に掛かったとしても前述した店長会議による8時間労働云々の事項により自分のタイムカードには11時50分前後に打刻しなければならないし又、終業に際しても21時30分がオーダーストップ、22時終業で22時にタイムカードに打刻したとしても来店客が長居するとお客が退出するまで待たねばならない又、お客

の退出後店長の職務として当日の売上金の精算，店内の清掃，ガス，電熱器等の安全点検，その他会社への必要事項の報告（遅くなると帰宅してスマートフォン等で報告していた）これ等の点検作業終了後警備保障会社（特定会社）の防犯装置をセット（作動させて）した後店を退出する。

上述したように店長の就労時間はタイムカードに打刻した時間と実労働時間に相当な時間差がある，この事は所謂会社による店長に対するサービス残業の強要である（この件は今回特定会社の元店長の証言を得ている），セキュリティシステムを解除／セットする為のセキュリティカードキーを管理保持している従業員は店長と始業時担当従業員及び店長が休暇をとった時の為，終業時担当の従業員3名が保持する事が会社の方針と聞いている。

始業時に於ける防犯装置の解除時刻については当番のパート従業員が都合により休日を取ったりすると，店長が防犯装置を解除することもあると聞いている，終業時に於いて店長がタイムカードに打刻した時刻と防犯装置をセットした時刻には前述したように終業時前に打刻していれば明らかに労働時間に差がありその分実労働時間として加算されるべきである。

防犯装置の解除／セット時刻のマスキング部を開示した場合と不開示ではそれ相応な時間差が生じることになりこの労働時間が不開示される事によりカットされた為に労災認定を受けられなくなれば店長であった息子の遺族である私共にとって多大なる不利益を被ることになり本件は労災認定を左右する極めて重要な案件となりかねないからです。

上述した理由によりセキュリティシステムを解除／セットした時刻のマスキング部の開示申請の件；

文書番号3，文書番号4の事項について開示して頂きたい。

文書番号20の事項については受領していないのでご送付願いたい。

ウ 追啓

先述した防犯装置を解除／セットした者が店長以外の従業員の場合（店長が休暇を取った日）その従業員の氏名が判るのであればその部分は不開示が妥当であろうが，店長が防犯装置を解除／セットした時刻のみを開示する事が何故特定会社や行政機関が不利益等を被るのか素人の私共には理解出来ない。

それ故に不開示が妥当とされたらその理由を法律に疎い私共にも理解できるようにご説明をお願いします，ただ法，情報公開法等の法律に関わる問題であろうかと思いますがどの法律の第何条何項何号に抵触する為という事ではなくその条文の意味することを納得でき

るようにご説明願います。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成29年3月21日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が特定労働基準監督署に請求した、被災者特定個人に関する平成27年特定月日A発生の業務災害の葬祭料に係る決議書、調査復命書及び添付資料」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成29年8月1日付け（同月4日受付）で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### (3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私が特定労働基準監督署に請求した、被災者特定個人に関する平成27年特定月日A発生の業務災害の葬祭料に係る決議書、調査復命書及び添付資料」である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

(略)

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a (略)

b 別表の文書番号3及び4の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a (略)

b 別表の文書番号3及び4の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場

の権利，競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは，上記（イ）bで既に述べたところである。

さらに，これらの情報は，守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき，当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから，当該情報を開示とした場合には，このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い，労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって，事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号柱書きに該当するため，これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### （４）結論

以上のとおり，本件対象保有個人情報については，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 2 補充理由説明書

（略）

#### 3 補充理由説明書 2

法43条1項の規定に基づき，平成29年10月25日付け厚生労働省発基1025第6号により諮問した平成29年（行個）諮問第166号に係る理由説明書について，諮問庁においては，以下のとおり，説明を追加する。

（１）審査請求人は，審査請求書において，平成27年特定月より平成27年特定月日A迄の出勤簿の開示提出を希望し，意見書において，平成27年特定月～平成27年特定月日A迄の出勤簿の提出を希望している。

（２）処分庁に確認したところ，以下のとおりであった。

平成27年特定月日B（特定月日Bは休暇）以降，被災労働者の出退勤管理はタイムカードにより行われているため，当該期間の出勤簿は存在せず，また，当該期間のタイムカードは，既に開示実施している（文書番号19）。

なお，被災労働者の出退勤管理をタイムカードに変更した理由は，文書番号4の「タイムカード」欄，「出勤簿」欄及び「役職等」の欄の記載のとおり，役職がエリアマネージャーから店長となったためである。

（３）以上のことから，諮問庁は，処分庁が特定した対象情報に誤りはないものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月9日 審議
- ④ 同月28日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年7月26日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年10月31日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年12月6日 審議
- ⑧ 平成31年1月18日 諮問庁から補充理由説明書2を收受
- ⑨ 同年2月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が特定労働基準監督署に請求した、被災者特定個人に関する平成27年特定月日A発生の業務災害の葬祭料に係る決議書、調査復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別紙に掲げる文書番号1ないし文書番号53に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、文書番号3及び文書番号4の不開示部分並びに平成27年特定月分から同年特定月日A分までの出勤簿の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定し、審査請求人が開示すべきとする部分を法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、審査請求人が平成27年特定月分から同年特定月日A分までの出勤簿の開示も求めていることについて、補充理由説明書2（上記第3の3）において、おおむね以下のとおり説明する。

平成27年特定月日B以降、役職がエリアマネージャーから店長となったことに伴い、被災労働者の出退勤管理はタイムカードにより行われているため、当該期間の出勤簿は存在せず、また、当該期間のタイムカード（文書番号19）は、既に開示実施していることから、処分庁が特定した対象情報に誤りはない。

- (2) 審査請求人が開示を求めている平成27年特定月分から同年特定月日A分までの出勤簿は保有していないとする上記（1）の諮問庁の説明は、

不自然，不合理であるとは認められず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，広島労働局において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

別表の通番 1 及び通番 2 は，特定事業場の警備に係る情報が記載されている。

当該部分は，一般に公にされていない特定事業場の内部情報であり，審査請求人が知り得る情報であるとは認められず，これを開示すると，安全確保の面等において，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法 14 条 3 号イに該当し，同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，審査請求人は，特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として，広島労働者災害補償保険審査官に対し，労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており，原処分後に，上記労災保険給付に係る審査請求事件について，広島労働者災害補償保険審査官による決定がなされ，審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては，当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが，当該決定書の送付により，当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから，諮問庁の現時点における対応としては，当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求に対し，本件対象保有個人情報を特定し，その一部を法 14 条 2 号，3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，広島労働局において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり，審査請求人が開示すべきとする部分は，同条 3 号イに該当すると認められるので，同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

- 文書番号 1 脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）  
の業務起因性の判断のための調査復命書
- 文書番号 2 資料一覧
- 文書番号 3 タイムカード，出勤簿，警備情報，メール時刻等対比表
- 文書番号 4 メール記録等
- 文書番号 5 面談聴取書
- 文書番号 6 聴取書①
- 文書番号 7 電話聴取書①
- 文書番号 8 聴取書②
- 文書番号 9 電話聴取書②
- 文書番号 10 聴取書③
- 文書番号 11 書類送付のご案内等
- 文書番号 12 労災保険給付調査にかかる資料の提出について
- 文書番号 13 使用者申立書
- 文書番号 14 社員名簿
- 文書番号 15 履歴書
- 文書番号 16 担当業務概要
- 文書番号 17 健康診断個人票
- 文書番号 18 事業場提出資料①
- 文書番号 19 タイムカード
- 文書番号 20 出勤簿
- 文書番号 21 事業場提出資料②
- 文書番号 22 事業場提出資料③
- 文書番号 23 事業場提出資料④
- 文書番号 24 組織図
- 文書番号 25 事業場提出資料⑤
- 文書番号 26 会社案内
- 文書番号 27 就業規則
- 文書番号 28 事業場提出資料⑥
- 文書番号 29 事業場提出資料⑦
- 文書番号 30 事業場提出資料⑧
- 文書番号 31 事業場提出資料⑨
- 文書番号 32 事業場提出資料⑩
- 文書番号 33 事業場提出資料⑪
- 文書番号 34 労災保険給付請求に関する資料の追加提出について①
- 文書番号 35 照会（回答）書
- 文書番号 36 事業場提出資料⑫

文書番号 3 7 事業場提出資料⑬  
文書番号 3 8 事業場提出資料⑭  
文書番号 3 9 事業場提出資料⑮  
文書番号 4 0 事業場提出資料⑯  
文書番号 4 1 事業場提出資料⑰  
文書番号 4 2 労災保険給付調査にかかる資料の提出について②  
文書番号 4 3 事業場提出資料⑱  
文書番号 4 4 審査請求人提出資料  
文書番号 4 5 意見書等①  
文書番号 4 6 診療履歴等  
文書番号 4 7 電話聴取書③  
文書番号 4 8 提出依頼等①  
文書番号 4 9 提出依頼等②  
文書番号 5 0 意見書等②  
文書番号 5 1 調査復命書①  
文書番号 5 2 調査復命書②  
文書番号 5 3 調査復命書③

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」としている部分	5 不開示情報 (法14条該当号)	
				3号イ	7号柱書き
3	タイムカード, 出勤簿, 警備情報, メール時刻等対比表	1	1頁ないし31頁「警備情報」欄不開示部分	○	○
4	メール記録等	2	1頁ないし7頁「特定会社記録」欄不開示部分	○	○